

令和9年度整備分
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
施設整備運営事業者 公募要項

令和8年6月

福島市

《目 次》

1 公募の趣旨	．．．．．	1 ページ
2 公募の対象施設について	．．．．．	1 ページ
3 公募の対象者について	．．．．．	1 ページ
4 公募の条件について	．．．．．	2 ページ
5 設置基準等の遵守について	．．．．．	2 ページ
6 補助制度について	．．．．．	2 ページ
7 今後の日程について (予定)	．．．．．	3 ページ
8 選考方法と結果について	．．．．．	3 ページ
9 質問及び回答について	．．．．．	4 ページ
10 応募書類の提出について	．．．．．	4 ページ
11 留意事項	．．．．．	5 ページ
12 提出書類等	．．．．．	6～9 ページ

1 公募の趣旨

福島市では、「福島市高齢者いきいきプラン2024」に基づき、介護サービスの充実を図るため、既存の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において増築を伴う増床を行う事業者を公募します。

2 公募の対象施設について

種類	整備区分	整備年度	開設年度	整備施設数	整備床数	区域
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	増床 (増築を伴うもの)	令和9年度	令和9～10年度	定めなし	40床	市内全域

※増床前の既存建物が、ユニット型介護老人福祉施設の場合はユニット型の増床計画とすること。増床前の既存建物が従来型介護老人福祉施設の場合は、同類型以上またはユニット型の増床計画とすること。なお、多床室を整備する場合にあっては、入所者のプライバシー保護に十分配慮すること。

※定員は、応募者からの提案によるものとします。

<整備施設数及び床数の例>

応募法人の評価順位	整備希望床数	選考（整備）の可否
A法人 第1位	20床	○（計40床以内）
B法人 第2位	10床	○（計40床以内）
C法人 第3位	5床	○（計40床以内）
D法人 第4位	10床	×（計40床をオーバー）
E法人 第5位	5床	×（D法人より順位が下）

※応募状況が上記の場合、選考施設数は3施設、整備床数合計は35床となる。

→A～C法人までは整備床数以内に収まっているが、D法人は整備床数をオーバーするため否となる。

なお、D法人を否としているため、D法人より順位の低いE法人も否となる。

3 公募の対象者について

- (1) 本公募の受付締切日において、本市内で介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を運営する社会福祉法人であること。
- (2) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。
- (3) 介護保険法第86条第2項各号に定める要件に該当しない社会福祉法人であること。
- (4) 福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）に基づき、暴力団、暴力団員及び社会的非難関係者でないこと。また、これらの者との関係を有していないこと。
- (5) 法人及びその役員について、市税等の未納がないこと。

4 公募の条件について

- (1) 既存の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において増築を伴う増床の計画を行うこと。
- (2) 増床前の既存建物が、ユニット型介護老人福祉施設の場合はユニット型の増床計画とすること。増床前の既存建物が従来型介護老人福祉施設の場合は、同類型以上またはユニット型の増床計画とすること。なお、多床室を整備する場合にあつては、入所者のプライバシー保護に十分配慮すること。
- (3) 増床にあつては関係法令等（建築基準法、都市計画法、消防法等）を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。
- (4) 増床後の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、「5 設置基準等の遵守について」に記載の人員・設備・運営基準を満たすこと。

5 設置基準等の遵守について

施設運営にあつては、介護保険法、老人福祉法、「福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日条例第23号）」及び「福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日条例第18号）」に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準をすべて満たす計画とすること。

6 補助制度について

(1) 施設整備費補助金について

「福島市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、施設整備に必要な工事費等の一部を、福島市が予算の範囲内で補助します。なお、整備運営予定事業者の決定により、補助金の交付を確約するものではありません。

【参考】補助単価（予定）

施設の区分	整備内容	定員1人あたりの補助単価
特別養護老人ホーム	増築	3,698千円

(2) 施設開設準備経費補助金について

福島県地域医療介護総合確保基金事業を活用し、「福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱」及び「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき、施設開設の際に必要な経費等の一部を、福島県が予算の範囲内で補助します。ただし、制度見直し等により変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

なお、整備運営予定事業者の決定により、補助金の交付を確約するものではありません。

【参考】補助単価（予定）

施設の区分	整備内容	定員1人あたりの補助単価
特別養護老人ホーム	施設開設準備経費	1,036千円

(3) 補助金の交付について

「福島市補助金等の交付等に関する規則」で定める交付決定の取り消しに該当する事実があった場合、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

7 今後の日程について（予定）

日 程	内 容
令和8年6月3日（水）	公募要項公開
令和8年9月7日（月）	応募受付開始
令和8年9月15日（火）	応募書類の提出期限・応募書類確認
令和8年10月	書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）
令和8年11月	整備運営予定事業者決定
令和8年12月	市の見積審査（2か月程度）
令和9年4月～ ※施設整備に係る主な内容	①施設整備補助金の交付申請 ②施設整備補助金の交付決定 ③入札 ④事業着手（着工） ⑤竣工・引き渡し完了（建築・消防検査等の終了） ⑥実績報告、工事検査
令和9～10年度	開設

※ 特別養護老人ホームの変更の届出に関する日程及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の変更届に関する日程は、上記に含まれていません。

8 選考方法と結果について

- (1) 整備予定事業者の選考にあたっては、学識経験者、被保険者等及び福祉関係者等で構成する選考委員会を設置し、市の審査基準等に沿って書類審査及び、必要に応じてヒアリングを行います。
- (2) 選考結果は、応募者に文書で通知するとともに、本市のホームページに掲載します。

No.	評価項目	評点
1	運営理念等	15点
2	経営基盤	14点
3	サービス実施に係る具体的な運営の考え方	32点
4	地域との連携	12点
5	従事職員関係	15点
6	施設整備面	4点
7	施設の利用状況	6点
8	特筆すべき事項	2点
		100点

9 質問及び回答について

受付期間	令和8年6月3日（水）～令和8年8月28日（金）まで
質問方法	下記の質問フォームから、質問の内容を簡潔にまとめた質問書を提出してください。 電話、口頭等による質問は受け付けません。
質問フォーム	本市ホームページへ質問フォームを掲載します。
回答方法	①質問者に対し、質問受付後2週間程度で回答します。（メール回答） ②回答日に、本市ホームページにて質問及び回答内容を掲載します。
掲載先 ホームページ	福島市ホームページ > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 介護・福祉サービス事業者 > 介護保険サービス > 事業者の公募 > 令和9年度介護保険施設整備運営に係る事業者を募集します

10 応募書類の提出について

受付期間	令和8年9月7日（月）～令和8年9月15日（火）
受付時間	午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）
提出先	福島市介護保険課介護資格係 TEL：024-525-6551 必ず電話でご予約の上、持参して提出してください。（郵送不可）
提出書類	<p>(1) 「12 提出書類等」（P6～P9）のとおり提出してください。</p> <p>(2) 提出された書類は返却しません。</p> <p>(3) 応募書類の提出に要する経費については、選考の結果にかかわらず本市では一切負担しません。</p> <p>(4) 提出部数</p> <p>①紙媒体：A4判でファイリングしたものを8部（正本1部、副本7部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正本、副本にはインデックスを付けてください。 ・副本は、正本をそのままコピーしたものとします。（原本証明は不要） ・書類は、通しでページ番号を記載してください。 <p>②電子データ：正本をPDFデータにしたものを1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル名は、インデックスのとおり入力してください。 ・図面や写真については、内容を鮮明に確認できる程度の容量（解像度）としてください。 ・CD-R又はDVD-Rに書き込んだものを提出してください。（USBメモリやメール添付による方法は受け付けません。）

11 留意事項

- (1) 応募にあたっては、役員会、理事会等の議決等により、正式な意思決定を経て応募してください。
- (2) 1法人につき応募は1件とします。
- (3) 資金計画等について
 - ① 資金収支計画（P7提出書類⑩関係）
 - ・事業開始から3年間の資金収支計画を立ててください。
 - ・収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立て、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などにに基づき算定してください。
- (4) 建設工事について
 - ① 選定された後の建設工事の契約は、市が行う公共工事に準じ競争入札等を行ってください。
 - ② 事前に建設業者を決定することはできないため、今回提出する設計図書等は、建築物の規模に相応する建築士事務所によるものとし、建設業者によるものは不可とします。ただし、建築物の規模に相応する建築士事務所登録をしている建設業者は可とします。
- (5) 建設用地等について
 - ① 既存の建築物の改修等の場合であって当該建築物が昭和56年以前に建築基準法による建築確認を受けて建築された建物は、平成18年1月25日付け国交省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は平成31年1月1日付け国住指第3107号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていることが必要です。
 - ② 増築整備予定地については、増築整備が可能である土地かどうか事前に市の都市計画課、開発建築指導課、河川課、農業委員会、文化振興課等、あらかじめ関係部署と協議してください。
 - ③ 浸水想定区域（内水を含む）及び土砂災害警戒区域に指定されている地区は、高齢者の安全で安心な生活の観点から、避難確保計画を作成し、この計画に基づいた避難訓練を適切に実施していることを条件とします。
- (6) 本公募により整備運営予定事業者となった事業者は、老人福祉法による特別養護老人ホームの変更の届出及び介護保険事業者の変更届が必要です。その際に各基準を満たしていない場合、公募違反となるため、必ず指定基準を満たすよう計画を作成してください。
- (7) その他
 - ① 応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項に記載された内容を承諾したものとみなします。
 - ② 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
 - ③ 応募受付後に辞退する場合は、辞退する理由を具体的に記載した辞退届（任意様式）を提出してください。
 - ④ 決定までの間に選考委員に不正に接触した場合は失格とします。
 - ⑤ 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。整備運営予定事業者が増床の準備を進める中で、審査時の内容と異なる点があった場合、整備運営予定事業者の決定を取り消すことがあります。ただし、介護サービスの向上につながるものや天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、変更を認める場合があります。あらかじめ介護保険課へ協議を行ってください。
 - ⑥ ⑤の理由等により整備運営予定事業者の決定が取り消され、これにより事業者が損害を被ったとしても本市は、一切その責任を負いません。
 - ⑦ 本公募要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

12 提出書類等

項目	備考	様式
①公募申込書	所定の様式	様式第1号
②定款又は寄附行為	最新のもの	
③法人登記事項証明書	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	
④介護保険法第86条第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書	所定の様式	様式第2号
⑤役員等名簿	(1) 所定の様式 (2) 役員名簿に記載の全役員分の住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（運転免許証（表裏）の写しも可とする） ※運転免許証（表裏）は、有効期限内であり、かつ、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。	(1) 様式第3号
⑥市税等の納税証明 （未納がない旨の証明） ※増床申込書の受付開始日（令和8年9月7日）以降に交付されたもの	1. 法人 (1) 法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの ※法人所在地を管轄する税務署で発行されたもの (2) 法人市民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税に未納がないことを証明するもの ※法人所在地の市区町村で発行されたもの 2. 個人（法人役員） (1) 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの ※住所地を管轄する税務署で発行されたもの (2) 個人住民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税に未納がないことを証明するもの ※住所地の市区町村で発行されたもの	1-(1)納税証明書（その3の3） 1-(2)完納証明書（注1） 2-(1)納税証明書（その3の2） 2-(2)完納証明書（注1）
⑦法人概要	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項・代表者の経歴 (3) 事業者の概要（パンフレット可） (4) 現在運営している施設または事業に関する資料 (5) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書（法人） (6) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書（法人が運営する既存施設） (7) 本応募に係る理事会議決等の議事録の写し	(1)～(7)様式任意

⑧決算書、申告書	1. 直近3年間の決算書類 (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式） (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式） (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） (6) 法人全体の注記 (7) 附属明細書 (8) 財産目録 2. 直近3年間の法人税申告書写し	1. 法人・企業の既定の様式 (2), (4), (5)は、公益事業、収益事業がない法人は提出不要。 2. 別表一、別表四の写し
⑨運営理念等について	<input type="checkbox"/> イ 運営理念 <input type="checkbox"/> □ 基本方針 <input type="checkbox"/> ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	様式第4号
⑩資金計画書	(1) 施設整備資金計画 (2) 資金収支計画（開設後3年間） (3) 施設利用料金表	(1)～(3)様式任意
⑪サービス実施に係る具体的な運営の考え方について、特筆すべき事項について	<input type="checkbox"/> イ 防災及び防犯対策への考え方 <input type="checkbox"/> □ 感染症予防対策への考え方 <input type="checkbox"/> ハ 虐待防止対策への考え方 ニ 利用者の状態・意向に配慮したサービス計画作成の考え方 ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方 ヘ 苦情処理のための体制構築への考え方 ト 自己評価及び外部評価への考え方 チ 新たな取り組みや独自の取り組みなど、特筆すべき事項	様式第5号
⑫地域との連携に対する考え方について	<input type="checkbox"/> イ 地域医療機関との連携体制 <input type="checkbox"/> □ 地域に開かれた施設としての施策 <input type="checkbox"/> ハ ボランティアの受け入れ体制	様式第6号
⑬従事職員について	<input type="checkbox"/> イ 職員の資質向上のための取り組みに対する具体的な考え方 <input type="checkbox"/> □ 職員の安定雇用、離職防止のための取り組み等に対する具体的な考え方 <input type="checkbox"/> ハ 職員配置計画、採用計画（注2）	様式第7号
⑭施設整備面について	<input type="checkbox"/> イ 施設の立地状況 <input type="checkbox"/> □ 施設の設備、居室構成の考え方（増築整備部分にかかるもの）	様式第8号
⑮様式第4～8号について（要約）	様式第4～8号について要約	様式第9号

⑯増床計画書	増床計画 イ 増床を実施する理由 ロ 増築を伴う増床整備に対する既存施設利用者への影響と対応 ハ 既存施設の利用状況（令和6年から令和8年における各年4月1日時点） ニ 既存施設の待機者数（令和6年から令和8年における各年4月1日時点）	様式第10号
⑰事業スケジュール	開設（増築整備から増床後初月）までの日程表等	様式任意
⑱基本計画図面等	事業予定所在地（施設位置図）、事業規模（利用定員等）、設備、部屋別床面積（内法面積がわかるもの）、平面図等、現況写真（事業予定地の土地、建物に関するもの）	様式任意（注3）
⑲その他	建設予定地に関する関係部署との協議内容 ※「11留意事項」（P5）の(5)②に関するもの	任意様式

注1 令和8年1月1日時点の住所地で発行されるものを提出してください。なお、同内容が確認できる証明書の発行が可能かどうかは、住所地の市区町村へご相談ください。

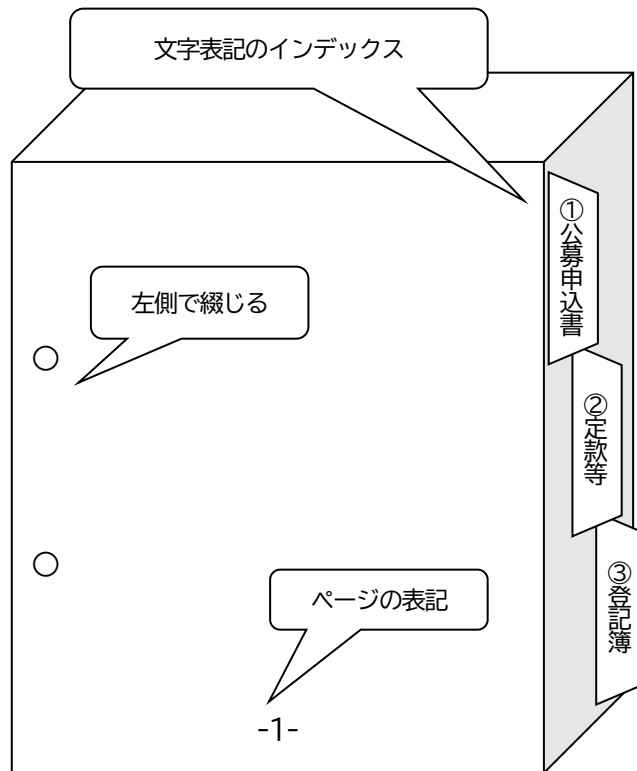
注2 増床後初月の勤務表を添付してください。（入所者は、定員同数としてください。）

注3 基本計画図面等はA3判とし、A4サイズにたたんで綴じてください。また、現況写真は、A4判とし、用紙の片面には最大2枚まで掲載可能とします。

○提出書類の体裁

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ◆ 全体の目次を付け、ページ番号を付けてください。
- ◆ 正本・副本には項目ごとに、番号と文字表記のインデックスを付けてください。
(番号のみの表示は不可となります。)
- ◆ 1冊にまとめ、ファイル等で綴ってください。



項目

- ①公募申込書
- ②定款等
- ③登記簿
- ④誓約書
- ⑤役員等名簿
- ⑥納税証明
- ⑦法人概要
- ⑧決算書、申告書
- ⑨運営理念等
- ⑩資金計画書
- ⑪サービス実施に係る具体的な
運営の考え方、特筆すべき
事項
- ⑫地域との連携
- ⑬従事職員
- ⑭施設整備面
- ⑮様式第4～8号（要約）
- ⑯増床計画書
- ⑰事業スケジュール
- ⑱基本計画図面等
- ⑲その他

※上記のほか、市長が必要とする書類提出を求めることがあります。

福島市長

所在地
申込者 法人名
代表者職氏名

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）施設整備運営事業者公募申込書
（令和9年度 増築を伴う増床整備分）

このことについて、下記提出書類を添えて応募します。
記

1 増築増床を提案する事業所

施設名

施設所在地

指定年月日 年 月 日

開設年月日 年 月 日

増床数 _____ 床

2 事業開始予定時期 令和 年 月 日

3 提出書類

- (1) 施設整備運営事業者公募申込書（様式第1号）
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 介護保険法第86条第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第2号）
- (5) 役員等名簿（様式第3号）
- (6) 市税等の納税証明（未納がない旨の証明）
- (7) 法人概要
- (8) 決算書、申告書
- (9) 運営理念等（様式第4号）
- (10) 資金計画書
- (11) サービス実施に係る具体的な運営の考え方、特筆すべき事項（様式第5号）
- (12) 地域との連携（様式第6号）
- (13) 従事職員（様式第7号）
- (14) 施設整備面（様式第8号）
- (15) 様式第4～8号について（要約）（様式第9号）
- (16) 増床計画書（様式第10号）
- (17) 事業スケジュール
- (18) 基本計画図面等
- (19) その他

4 担当者連絡先

法人住所	〒
法人名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号

介護保険法第86条第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

福島市長

所在地
申込者 法人名
代表者職氏名

本公募申込者、公募申込法人の役員及び管理者は、介護保険法第86条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

また、福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）の主旨に基づき、下記の事項について誓約するとともに、必要な情報の調査をすることについて承諾します。

記

- 1 本公募申込者及び公募申込法人の役員及び管理者（「役員等名簿（様式第3号）」）は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（福島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月10日福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定する社会的非難関係者をいう。以下同じ。）
 - (4) その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 本公募申込者、公募申込法人の役員及び管理者は、1(1)から(4)に該当する者との関係を有していません。
- 3 役員等名簿（様式第3号）及び住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。）を提出します。名簿に記載された全ての者は、1(1)から(4)に該当するか否かの確認のため、警察に対してこの名簿による照会が行われる場合があること及び警察に住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。）を提供することに同意しています。

(介護保険法第86条第2項)

- 一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。
- 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- 四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第三号又は前号に該当する者
 - ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
 - ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

(福島市暴力団排除条例(抜粋))

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（福島県暴力団員排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第2条に規定する者を除く。）をいう。
- (4) 暴力団事務所等 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分（整備中のものを含む。）をいう。
- (5) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により市民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 少年 20歳未満の者をいう。
- (8) 関係団体等 法第32条の2第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体及び暴力団の排除に関し市と連携する国の機関をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県及び関係団体等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県及び関係団体等との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第8条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として規則第4条に規定するものをいう。次条において同じ。）の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。

様式第3号

役員等名簿			
ふりがな 氏名	生年月日	住所	就任年月日
	役職名	電話番号	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	

備考

- 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者について記載してください。（社会福祉法人においては、評議員を含む。）
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。
- 3 役員等名簿に記載の全役員分の住民票（発行後3か月以内のもの）の写し（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限る。）を添付してください。

法人名

運営理念等について

イ 運営理念

ロ 基本方針

ハ サービスの質を向上させるための目標・方策

法人名

サービス実施に係る具体的な運営の考え方について

※各基準で定める整備が必要な内容のほか、入居者への配慮や職員への対応を含め記入すること。

イ 防災及び防犯対策への考え方

ロ 感染症予防対策への考え方

ハ 虐待防止対策への考え方

法人名

ニ 利用者の状態・意向に配慮したサービス計画作成の考え方

ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方

ハ 苦情処理のための体制構築への考え方

法人名

ト 自己評価及び外部評価への考え方

--

特筆すべき事項について

チ 新たな取り組みや独自の取り組みなど、特筆すべき事項

※様式第4号から様式第9号に記入した内容のほか、特筆すべき事項について記入すること。

--

法人名

地域との連携に対する考え方について

イ 地域医療機関との連携体制

--

ロ 地域に開かれた施設としての施策

--

ハ ボランティアの受け入れ体制

--

法人名

従事職員について

イ 職員の資質向上のための取り組みに対する具体的な考え方

ロ 職員の安定雇用、離職防止のための取り組み等に対する具体的な考え方
※勤務条件のほか、職員負担軽減や職場環境整備等を含め記入すること。

ハ 職員配置計画、採用計画（別途、勤務表を添付すること）
※採用を予定する職種、人数を記入し、採用に向けた計画を記入すること

法人名

施設整備面について

イ 施設の立地状況 (当てはまるものにチェックし、必要事項を記入する。)

- 施設所在地 (敷地内を含む) が、浸水想定区域 (内水を含む) 又は土砂災害警戒区域に指定された地区に所在する。

- (1)避難確保計画の策定状況
 (策定している ・ 策定していない)
 (2)避難訓練の実施状況
 (実施している ・ 実施していない)
 (3)避難訓練の実施頻度
 ()

- 施設所在地 (敷地内を含む) が、浸水想定区域 (内水を含む) 又は土砂災害警戒区域に指定された地区に所在していない。

- (1)避難訓練の実施状況
 (実施している ・ 実施していない)
 (2)避難訓練の実施頻度
 ()

- 施設の設備、居室構成の考え方 (増築整備部分にかかるもの)

様式第4～8号について（要約）

※様式第4～8号について、ポイントになる部分を要約し記入してください。（100字程度）

1 運営理念等について（様式第4号）	
項目	内容要約
イ 運営理念	
ロ 基本方針	
ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	
2 サービス実施に係る具体的な運営の考え方について（様式第5号）	
項目	内容要約
イ 防災及び防犯対策への考え方	
ロ 感染症予防対策への考え方	
ハ 虐待防止対策への考え方	
ニ 利用者の状態・意向を配慮したサービス計画作成の考え方	
ホ 個人情報管理、プライバシー配慮への考え方	

ハ	苦情処理のための体制構築への考え方	
ト	自己評価及び外部評価への考え方	
チ	新たな取り組みや独自の取り組みなど、特筆すべき事項	
3 地域との連携に対する考え方について（様式第6号）		
	項目	内容要約
イ	地域医療機関との連携体制	
ロ	地域に開かれた施設としての施策	
ハ	ボランティアの受け入れ体制	
4 従事職員について（様式第7号）		
	項目	内容要約
イ	職員の資質向上のための取り組みに対する具体的な考え方	
ロ	職員の安定雇用、離職防止のための取り組み等に対する具体的な考え方	
ハ	職員配置計画、採用計画	

5 施設整備面について（様式第8号）	
項目	内容要約
イ 施設の立地状況	
□ 施設の整備、居室構成の考え方（増築整備部分にかかるもの）	

法人名

増床計画書

施設名			
事業開始予定日	令和	年	月 日
居室の種類	増床前	ユニット型・従来型	
	増床後	ユニット型・従来型	
利用定員 居室の面積	増床前	定員合計	名
		ユニット型	名
	従来型	名	
	面積	m ²	
増床後	定員合計	名	
	ユニット型	名	
従来型	名		
面積	m ²		
構造・設備 (併設施設含む)	敷地面積	m ²	
	建築面積	m ²	延床面積 m ²
	構造	造 階建て	
	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他 (※該当項目にレ点)		
	スプリンクラー設備の設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (※該当項目にレ点)		
スプリンクラー設備設置の義務 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (※該当項目にレ点)			

イ 増床を実施する理由
<input type="checkbox"/> 増築を伴う増床整備に対する既存施設利用者への影響と対応

ハ 既存施設の利用状況（令和6年から令和8年における各年4月1日時点）

※入所率の計算方法は、下記のとおり算出すること。

月末の入所者数÷介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の定員（小数点第2位を四捨五入）

時期	入所率
令和6年4月1日	%
令和7年4月1日	%
令和8年4月1日	%

二 既存施設の待機者数（令和6年から令和8年における各年4月1日時点）

※待機者数は、当該介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所を希望する者で、各年4月1日時点で把握している者とする。

時期	待機者数
令和6年4月1日	人
令和7年4月1日	人
令和8年4月1日	人